

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和7年4月21日 津地方法務局 登記官 中村文彦
記

意見又は資料の提出先

〒514-8503

津市丸之内26番8号（津合同庁舎）

津地方法務局 不動産登記部門

電話番号 059-228-4372

お問合せ先

津地方法務局不動産登記部門

電話番号 059-228-4372

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項		地 目	地 積(㎡)
	所 在	地 番		
1900 - 2025 - 0001	津市大字岩田字梅ヶ谷	1 3 1 6 番	ため池	1 3 8
1900 - 2025 - 0002	津市藤方字黒木	1 5 8 番	墓地	6 3 4
1900 - 2025 - 0003	津市藤方字上り坂	2 7 5 番 1	山林	7 2
1900 - 2025 - 0004	津市藤方字下垣内	3 4 9 番	墓地	1 6 8
1900 - 2025 - 0005	津市藤方字下垣内	3 5 0 番 1	境内地	9 8 9
1900 - 2025 - 0006	津市藤方字下垣内	3 8 3 番 1	山林	3 9
1900 - 2025 - 0007	津市藤方字下垣内	3 8 3 番 2	山林	1 9
1900 - 2025 - 0008	津市藤方字下垣内	3 8 9 番	宅地	2 5 7 ・ 8 5
1900 - 2025 - 0009	津市藤方字上垣内	1 3 3 4 番	原野	6 ・ 6 1
1900 - 2025 - 0010	津市垂水字門田	7 4 3 番	山林	8 2
1900 - 2025 - 0011	津市垂水字下境	8 8 3 番	宅地	2 9 ・ 7 5
1900 - 2025 - 0012	津市垂水字上屋敷	1 0 2 7 番	宅地	5 3 2 ・ 2 3
1900 - 2025 - 0013	津市垂水字上屋敷	1 1 0 3 番	墓地	1 3 8
1900 - 2025 - 0014	津市垂水字上屋敷	1 1 0 4 番	墓地	9 2
1900 - 2025 - 0015	津市垂水字上屋敷	1 1 0 8 番 3	宅地	0 ・ 0 4
1900 - 2025 - 0016	津市垂水字上屋敷	1 1 1 1 番 1	境内地	2 4 0 3
1900 - 2025 - 0017	津市垂水字東青谷	2 9 9 8 番	ため池	4 0 5 2